

## 懲戒処分以外の処分の実施状況

(令和2年10月)

〔教育委員会〕

処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
2.10.15	文書訓告	公立中学校 校 長	令和2年2月に酒酔い運転をしたとして処分を受けた教諭に対する監督責任。 (教諭は、2.10.15 停職 6月)
2.10.15	口頭訓告	公立小学校 校 長	令和2年7月、速度違反取締中の警察署員に、速度超過により検挙されたとして処分を受けた教諭に対する監督責任。 (教諭は、2.10.15 減給10分の1 1月)

### 【問い合わせ先】

公立小中学校 : 義務教育課 [直通:089-912-2942 (県庁内線:2942)]